

～ボランティア活動中の保障

概 要

1. 保険金額について

保障の種類		ボランティア共済 (基本保障)		
		3型	5型	10型
傷害	死亡見舞金	300万円	500万円	1,000万円
	後遺障害見舞金 (最高)	300万円	500万円	1,000万円
	入院見舞金日額 (1日以上14日以内の場合)	3,000円	5,000円	5,000円
	通院見舞金日額 (1日以上14日以内の場合)	1,500円	2,500円	2,500円
	手術見舞金(最高)	12万円	20万円	20万円
特定疾病	死亡見舞金	100万円		
	高度障害見舞金	100万円		
	入院見舞金日額 (1日以上14日以内の場合)	1,000円		
	通院見舞金日額 (1日以上14日以内の場合)	500円		
	手術見舞金(最高)	4万円		
賠償責任	対人賠償 対物賠償	1億円		
	人格権侵害賠償			
	保管財物に対する賠償	1,000万円 (免責1万円)		

手術見舞金が支払われる場合、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍・40倍)を乗じた額が手術見舞金の額となります。

15日以上入院通院に対しては、その日数に従い見舞金の額が定められています。

詳細は、「ボランティア共済」のちらしをご参照ください。

2. 保険料(一人あたり)

災害見舞金の型	3型	5型	10型
年間包括型(年払)	240円	340円	420円

最低保険料は、ボランティア共済は3,000円となります。

3. 保障の内容

保障の種類	ボランティア共済
傷害	<p>ボランティア活動中に、ボランティア活動団体の構成員が、急激かつ偶然な外来の事故による『ケガ』に起因して「死亡」されたり「後遺障害」の状態になられた時、また、「入院や通院」された時に保険金をお支払いします。</p> <p>例えば・・・ ボランティア活動中、草刈り機で足を切った。</p>
特定疾病	<p>ボランティア活動中に、ボランティア活動団体の構成員が、熱射病や急性心筋梗塞などの『特定疾病』に起因して「死亡」されたり「高度障害」の状態になられた時、また、「入院や通院」された時に保険金をお支払いします。</p> <p>例えば・・・ 植林ボランティア活動中、日射病で倒れた。 ボランティア活動中に食べたお弁当により、食中毒になった。</p>
賠償責任	<p>ボランティア活動中の偶然な事故により、ボランティア活動団体およびその構成員が法律上の賠償責任を負担したことによる損害を保障します。</p> <p>対人・対物 団体の仮設テントが設営上のミスにより倒れ、参加者にケガをさせた。</p> <p>人格権侵害 個人情報を漏洩し、プライバシー侵害として損害賠償を受けた。</p> <p>保管財物 ボランティア活動の為に一時的に借りたカメラを落として壊した。</p>

4. ご加入の手続きについて

- (1)各団体ごとに、全労済の協力団体の登録をお願いします。
- (2)申込書に必要事項を記載の上、全労済に提出ください。
ボランティア共済の場合、加入時に名簿を提出する必要はありませんが事故発生時に必要になりますので、必ず各団体で保管願います。
- (3)保険料を保険開始月の前月20日までにお支払い願います。

取扱代理店 株式会社 ウィックサービス 共済事業部
引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課

承認番号B0714601E0975
(2007.10作成)